

「指定本邦航空運送事業者」の指定について ～LCCとして、初めて自社で機長の定期審査実施が可能に～

Peach Aviation株式会社(以下:Peach、代表取締役CEO:井上慎一)は、4月17日付で国土交通大臣より「指定本邦航空運送事業者^{*1}」の指定を受けたことを発表しました。LCCとして当該制度の指定を受けるのは、日本の航空史上、Peachが初めてとなります。



これまでPeachでは、機長資格の定期審査は国土交通省航空局の運航審査官によって実施されておりましたが、この度の指定を受け、今後は国土交通大臣の指名を受けたPeach社内の「査察操縦士」が機長の定期審査等を実施出来る事になりました。これにより、運航業務のさらなる円滑化が可能となります。

また、4月18日時点でPeachの機長4名が、査察操縦士として国土交通大臣より指名を受けました。

Peachでは当該指定を受けるため、2018年春より、運航本部訓練審査部のメンバーを中心としたプロジェクトチームを立ち上げ、訓練審査体制の強化、日常運航品質の管理、訓練平準化のためのマニュアル改訂など、安全に関わる管理体制を徹底的に強化し、安全運航の維持向上と安全管理システムの継続的な改善に努めてまいりました。

取締役副社長兼安全統括管理者の角城健次は、「Peachは就航以来、安全を最優先事項として位置付けてまいりました。安全運航への継続した取り組みが、国土交通省航空局の信頼を得ることに至り、今回、指定本邦航空事業者として指定を受けることができました。これからも安全を守る仕組みを確かなものとし、社員一人ひとりが愚直なまでに安全を追求し、責任ある誠実な行動を実践してまいります」とコメントしております。

Peachは指定本邦航空運送事業者として本制度を着実に維持、そして運用し、操縦士の技量維持向上に一層取り組むとともに、引き続き安全運航を堅持してまいります。

*1 航空法第 72 条第 5 項及び 6 項に基づき、事業者自身が国に代わり、機長認定を受けた操縦士の定期審査等を実施できる事業者を言う。



[Peach について\(www.flypeach.com\)](http://www.flypeach.com)

Peach は、2012 年 3 月に関西空港を拠点として運航を開始しました。現在では関西空港に加え、新千歳空港、仙台空港、那覇空港を拠点空港とし、25 機の機材で、国内線 16 路線と国際線 15 路線に就航しています。1 日あたりの運航便数は約 100 便で、毎日 13,000 人以上のお客様にご利用いただいています。Peach は成田空港を拠点空港とするバニラエアと 2019 年度末をめどに統合し、アジアのリーディング LCC を目指します。